

2023/08/02

最後通告

神奈川県労働局
労働基準部
労災補償課
審査官 澤舘 龍一様

250-0631

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1260-68

野田頭宜教

澤舘様審査資料の返却という事で返信頂きましたが、労働保険の給付に関する審査請求事件で返却という事でございますと明記してありました。本件処理経過については文書での回答を差し控えさせて頂いておりますとのことですが、ボイスレコーダーでもよろしいので記録に残る形で頂けますでしょうか？

先日送付された内容に関しては、行政法を明示して頂くようお願い申し上げます。

審査結果に基づいて、という事でございますが、どの法令が適用されているのかをご教示頂きたい。

そして、行政上のシステムに苦言を呈すると、

1、期限感覚が全く見えない、これは神奈川県労働局を含めた行政と小田原労働基準監督署の対応そのものにも大きく苦言を呈しています。また、小田原労働基準監督所自体が、前提条件として、正しく機能していると考えないで頂きたい点です。

なぜなら、期限を設けたりしたのは小田原労働基準監督署であって、その手続き上に不備があったにも関わらず、その不備を認めるわけでもなく、なし崩し的に小田原労働基準監督所が手続きを進めて、労災課そのものに対応を求め、小田原労働基準監督署の組織そのものに結果を求めて、曖昧なまま手続きを進めて労働局に上申している形になります。

そして、労働基準監督所の上位機関との認識で労働局に上申し、強羅花壇の労災申請手続きについて行わせて頂いております。そこで、証拠となる資料が、私自身が証拠と思っている証拠物は証拠足りえないのか、全くどの様な形で、いつ？どこで？何を？どうやって？5Wとビジネスや組織の基本原則に基づいて行われているのか全く見えません。

また、労働局自体において何をどう尋ねて、何をすればいいのかを伺いたく存じます。

神奈川県労働局側にしても、担当官によって期限を短く区切られたり、対応されていないという事で不信としか思っておりません。

2.途中経過を伝えないという点となぜ調査内容が開示されないのか疑問に思います。通常であればその結果ありきで裁定がなされるはずだと素人ながら思案します。素人考えですが、そのどの様な調査を行い何が確認できたかにより、労働裁判を行う手順となったりするのはと、行政

の仕組み上と行政法の全ては知り得ませんが、根本的なシステムとしてどの様に機能して、どこが欠点なのかブラックボックス化されている形で、一般の市民ではとても利用し辛いと声を大にして世間にも申し上げたいくらいです。

日本郵政株式会社かんぽの宿箱根、現在は各会社に事業譲渡されておりますが、閉宿となった宿で起こった事について、その実情や温泉が自然災害で不通となった際の現行の温泉業法等のろ過装置等の取り決めはありますが、完全なイレギュラーとなって、事故は起こりませんでした。その当時のやり取りについての資料や、何が起こったのかは詳細を克明に記載させて頂きました。自然災害によって不通となったにも関わらず、その検査結果を現場のみならず、本社会意の元で行われ、各会社で起こった事についても記載させて頂きましたが、労災申請においても証拠が足りないのか、足りているのか、それとも提出した物が証拠足り得ないのかその判断も伺えないまま日々が過ぎております。

あなた方の仕事って一体何なんですか？HP等で記載があったり概要等、現行の行政システムで不備がある事や疑問に思う点が多々ありすぎて、それを放置されたまま対応されても困ります。その現行のシステムに於いて不備があるとわかっているならそちらの組織内でだけ行なっていただきたい。何のために税金収めたりしているか分げがわかりません。

物証が無くて困っているのか、労働裁判等を行なっている組織の回答とはとても思えないのですが、身動きが取れないような回答をされても困ります。結局、小田原労働基準監督署にしても、末端の職員から周りの方、課長、監督署所長に至るまでどなたもまともに対応されなかったという認識です。

行政の対応に関しては、業務におけるボーダーラインを民間企業のように決めて、対応の基準を明確にしておくとともに、その対応に関して問題があるかどうかの判断は画像と音声とを記録する形でビデオカメラを窓口に設置してお互いに確認が出来る形で、どういった対応をしたのか、記録として明記して置くことによって、業務スピードから、事案の対応スピードを早め、行政共に業務の解決スピードと提案量等の蓄積により、お互いに気持ちの良い終わり方出来ると思っておりますが、その様な形では業務を行なう事は叶わないのでしょうか。

とりえず、文書の回答期限がどれくらいなのか、どの様な対応をされるのか伺ってもよろしいでしょうか？

こちらとしても、かなり譲歩をしているつもりですし、どの様な対応をされるか伺いたいのですが。

その上での最後通告と敢えて送付させて頂きます。日本郵政との顧問弁護士とのやり取りについても証拠等を送付した事実としてメール内容を送付させて頂きます。

その上で、資料をいくつか添付させて頂きます。